



<ニュージーランド向け車両・機械類の輸出制限について>

2018年8月

株式会社ティ・エイチ・アイ

お客様各位

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、ニュージーランドでは、農業害虫であるクサギカメムシが車両・機械等を経由して侵入することを警戒し、米国及びイタリアから輸出される新品及び中古の車両・機械類に対して措置を求めています。そして今般、日本から輸出される車両・機械類に対しても新たに検疫措置を求めることを公表しました。

公表内容では日本から輸出される車両・機械類について以下の検疫措置が掲げられています。

- (1) 新品の車両・機械類については、9月1日から4月30日までの期間、輸送経路等の申請、又は輸出前処理(熱処理又はくん蒸)。
- (2) 中古の車両・機械類については、ニュージーランドに認可された検査機関が輸出前に車両・機械類の清浄性を検査・証明することに加え、9月1日から4月30日までの期間、輸出前処理(熱処理又はくん蒸)。

また、ニュージーランドは、イタリア以外のヨーロッパ諸国やロシアから輸出される新品及び中古の車両・機械類に対しても、類似の措置を求めることを検討しています。

現状、中古建機に対する日本国内に新たな検疫措置に適応する輸出前処理を行える施設がなく、上記期間の船積みが難しい状況となっております。

今後、新たな情報があれば随時お知らせいたします。

皆様におかれましては、ご理解のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

敬具